

一つの技能実習を、登録教習機関が実施する部分（学科等）と中小建設事業主が実施する部分（実技等）に分けて実施する場合は、計画届の提出が必要となりますのでご注意ください。
(注：技能実習のうち、非対面で行う実技又は修了試験は支給対象となりません。)

【建設事業主用】 人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース

経費助成・賃金助成 「支給申請書」提出書類チェックリスト

※雇用保険料率「建設業の料率」が適用される事業主で、直接雇用する雇用保険被保険者の建設労働者に、受講に関する費用を受講者に負担させずに業務命令で技能実習を受講させ、受講日においては所定の賃金を支払う場合に助成対象となります。（詳しくは「ご案内・建設事業主向け」でご確認ください。）

建設事業主が支給申請時に提出を必要とする書類（講習修了日の翌日から起算して2カ月以内に提出(労働局必着)）
(提出書類はA4用紙サイズに統一して提出してください)

	支給申請提出必要書類	様式	提出	
1	建設労働者技能実習コース(経費・賃金) 支給申請書 [建設事業主用]	建技様式第3号	原本	○
2	建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成) 助成金支給申請内訳書	建技様式第3号別紙1	原本	○
3	支給要件確認申立書（別紙・役員等一覧を含む） 最新版に記入の上、提出ください。	共通要領 様式第1号 別紙	原本	○
4	技能実習委託契約書又は、受講申込書及び受講案内(実施機関名・講習名・期間・受講料が確認できる書類) 【自ら実施する場合で対象者が自社の労働者の場合は不要】	建技別様式第3号	写	○
5	講習カリキュラム（実習日別の実習内容・時間を記載したもの）		写	○
6	受講者の出勤簿（受講者の受講日を含む給与対象期間となる1カ月分）		写	○
7	受講者の賃金台帳（受講者の受講日を含む給与対象期間となる1カ月分）		写	○
8	年間労働日カレンダー（北海道様式）又は、事業所で作成している1年間の労働日カレンダー （事業所独自のカレンダーの場合、1日の所定労働時間・年間所定労働日数・年間所定労働時間を記入）	北海道様式 pdf-4	写	○

助成金の申請が初めての場合同（登録口座を変更する場合）

9	支払方法・受取人住所届		原本	△
---	-------------	--	----	---

受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合

10	建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の確認書類（登録者証又は手続き中の書類等）		写	△
----	--	--	---	---

【eラーニングによって実施された訓練の場合は必須】

11	技能講習修了証（表・裏）		写	△
----	--------------	--	---	---

建設事業主が自ら技能実習を実施した場合

12	所要経費の領収証		写	○
13	技能実習の写真（実習日ごとに、参加者全員および複数名が実習している状況など複数の場面）		写	○
14	参加事業主一覧（実習に参加する受講者全員の所属等(下請、他社の従業員等すべてを記載)）	北海道様式 pdf-5	写	○
15	指導員の資格者証又は、職務経歴書		写	○
16	指導員・担当科目表	建技様式第3号別紙2	原本	○
17	実習日誌（「①建設工事における作業に直接関連する実習」以外を実施した場合は不要）	北海道様式 pdf-6	原本	○
18	労働局長が必要と認めた書類			△

※上記△印の書類は、該当する場合に必要な書類です。他にも必要に応じて上記以外の書類を求める場合があります。

支給申請時に賃金計算締切日・賃金支払日等を記入し、このチェックリストも提出してください。

賃金計算締切日 毎日・毎月 日 賃金支払日 毎日・当月・翌月・翌々月 日

建設事業主名 ご担当 TEL

申請先 〒060-8566
札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3F
北海道労働局 職業対策課 雇用対策係 TEL 011-738-1043
建設助成金担当 宛

計画届の提出時に必要となる書類等は
次頁を参照ください。

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))支給申請書
[建設事業主用]

労働局長殿

申請日: 年 月 日

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給を申請します。

【注意事項】
・この申請書の記載・提出の際は、裏面の注意事項を必ずご覧ください。
・労働局記入欄(太枠で囲まれている欄)には記入しないでください。
・様式を印刷して使用する場合は、裏面も両面印刷して使用してください。

①計画届の受理番号																																					
②申請者情報	中小 建設事業主等	所在地	〒				-				住所																										
		電話番号											携帯電話番号																								
		Eメール アドレス フリガナ	@																																		
		フリガナ 名称																																			
		フリガナ 代表者	役職名																	氏名																	
	代理人 または 社会保険労務士 (提出代行者 ・事務代行者) ※該当するものに○	所在地	〒				-				住所																										
		電話番号											Eメールアドレス									@															
		フリガナ 名称																																			
		フリガナ 代表者	役職名																	氏名																	
③事業内容等	イ 常用労働者数					人	(				人)				ロ 資本金・出資総額					万円																	
	ハ 雇用保険料率	1,000分の																																			
	ニ 建設業許可番号															(	大臣 / 知事				) ※該当するものに○				第			号									
	ホ 雇用保険適用事業所番号					-								-																							
	ヘ 雇用管理責任者の氏名・員数	氏名													員数					他	人																
	ト 担当者	フリガナ 氏名													役職																						
④訓練を主催した事業主 ※申請事業主と異なる 場合のみ記載	事業主の名称																																				
	所在地	〒				-																															
	雇用保険料率	1,000分の								雇用保険 適用事業所番号					-				-																		
	担当者	フリガナ 氏名													役職																						
⑤実施日数・期間		日数	1		日	訓練開始日		8		年	3		月	25		日	(水)		訓練終了日		8		年	3		月	25		日	(水)							
⑥-1 実習内容 (裏面2(5)の番号を選択)	4	⑥-2 実施方法 ※該当するものに✓	i)	☐		自ら実施した																															
			ii)	☐		所属事業主団体が実施する講習等を受講させた(所属事業主団体に委託した場合含む)																															
			iii)	☒		登録教育機関等が実施する講習等を受講させた(登録教育機関等に委託した場合含む)																															
			iv)	☐		事業主又は事業主団体と共同で実施																															
			v)	☐		上記ii)又はiii)の場合で講習等の一部を自ら実施した																															
⑥-3 受講方法(複数選択可)		① ☒ 通学制				② ☐ 同時双方向型の通信制				③ ☐ 通信制				④ ☐ eラーニング																							
⑥-4 実施する実習の名称		足場の組立て等作業主任者技能講習														⑥-5 実習実施機関名				建設業労働災害防止協会 北海道支部																	
⑦ 本事業の実施や対象労働者に関して、本助成金以外に受けている 公共機関からの補助や助成金の名称(無の場合、本欄の記載は不要)																																					
⑧ 訓練を受講する労働者からの費用徴収の有無		有				無				⑨ その他費用徴収の有無				有				(				円)				無											
⑩ 申請額等記入欄	経費助成	技能実習開始日時点の企業全体の雇用保険被保険者数が20人以下の事業主の場合		対象労働者数(人)		×		対象労働者経費(受講料等の総額) (1人あたりの経費総額)(円)										助成率		申請額(円)※1		※労働局記入欄															
																		× 3/4 =		助成額(円)																	
		技能実習開始日時点の企業全体の雇用保険被保険者数が21人以上の事業主の場合※2	35歳未満	×												× 7/10 =																					
			35歳以上	×												× 9/20 =																					
	賃金助成	中小建設事業主以外の事業主の場合(女性のみ対象)		×												× 3/5 =																					
申請額(円) 支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)の申請額(合計)を転記してください。														受講者のうち、 建設キャリアアップシステム技能者情報登録者数(人)														助成額(円)									

※1 申請額が「対象労働者数×10万円」を上回る場合は、対象労働者数×10万円の値を記入してください。
※2 対象労働者経費(1人あたり経費額)について、35歳未満及び35歳以上の対象者毎に対象経費を分けることが困難な場合は、経費総額を人数で按分して記入してください。

※労働局記入欄	●支給申請書受理年月日				年 月 日				●支給決定年月日				年 月 日			
	経費助成	●支給決定番号					●支給決定金額	円				●支給決定金額合計	円			
	賃金助成	●支給決定番号					●支給決定金額	円								
	局長	部長	課長	補佐	係長	担当	備考									

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))支給申請について

1 提出上の注意

- (1) 支給要件に当たっては、人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)に係る支給要領及び建設事業主等に対する助成金パンフレットを必ずご確認ください。
- (2) 建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成)の支給を受ける場合、この申請書は、次により技能実習等が終了した日の翌日から起算して2ヶ月以内に管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
- イ 中小建設事業主がその雇用する建設労働者のみを対象に技能実習を実施したときは、この申請書により建設労働者技能実習コース(経費助成)の助成金及び建設労働者技能実習コース(賃金助成)の助成金の支給申請を一括して行って下さい。
- ロ 中小建設事業主がその雇用する建設労働者と併せて中小建設事業主と直接の下請関係にある中小建設事業主(以下「下請中小建設事業主」という。)の雇用する建設労働者も対象に技能実習を実施したときは、次により助成金の支給申請を行って下さい。
- (イ) 下請中小建設事業主の雇用する労働者を算定対象として、元請中小建設事業主が経費助成を申請する場合は、下請中小建設事業主の当該労働者に対する賃金支払いの事実が確認出来る賃金台帳(写)等を添付して下さい。
- (ロ) 元請中小建設事業主が実施した1日3時間以上の技能実習を、その雇用する建設労働者に受けさせた下請中小建設事業主の建設労働者技能実習コース(賃金助成)の支給申請については、当該下請中小建設事業主が別途本様式(建技様式第3号)により行うことになります。
- ハ 中小建設事業主団体が実施した1日3時間以上の技能実習を、その雇用する建設労働者に受けさせた中小建設事業主団体の構成事業主又はその下請中小建設事業主の建設労働者技能実習コース(賃金助成)の支給申請については、当該構成事業主又は下請中小建設事業主が別途本様式(建技様式第3号)により行うことになります。
- ニ この申請書には次の書類等を添付して下さい。
- (イ) 「受講者名簿及び人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))の助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」、通信制、eラーニングの場合は修了証
- (ロ) 賃金台帳(写)、(ハ) 就業規則(写)、雇用契約書(写)、休日カレンダー等の受講者の所定労働日及び所定労働時間が分かる書類(写)
- (ニ) 出勤簿(写)、タイムカード(写)等の訓練期間中の出席状況を確認するための書類、(ホ) 各所要費用の領収書(写し)、(ヘ) 実施日ごとの科目時間数が分かるカリキュラム
- (ロ) 技能実習を登録教育機関等に委託して実施した場合は、技能実習委託契約書(建技別様式第3号)(写し)若しくは受講申込書(訓練名称・期間、委託費・受講料等が明記されたもの)(写し)
- (チ) 指導員・担当科目表(建技様式第3号別紙2)及び指導員の履歴書等(⑥-1「実習内容」が1又は5に該当する場合(登録教育機関等に委託する場合を除く。))
- (リ) その他労働局長が必要と認めるもの
- ※ 添付書類の写しについては、原本から転記及び別途作成したのではなく、根拠法令に基づき、実際に使用者が事業場ごとに調製し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものとします。

2 記入上の注意

- (1) ①「計画届の受理番号」欄は、労働局が受理した本助成コースの計画届(写)記載の番号を記入して下さい。(計画届の提出をしていない場合は不要)
- (2) ②「申請者情報」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入した上で、申請者の氏名等の記載をして、委任状(任意様式)(原本)を添付して下さい。
- また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入して下さい。
- (3) ③「事業内容等」欄は、次により記入して下さい。
- イ 「常用労働者数」欄は、技能実習開始時点の当該企業の常用労働者数を、また、()内には当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。
- なお、常用労働者とは、2か月を超えて使用される者(実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。)であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等(現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)の特例として、所定労働時間がいまだ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。)である者をいいます。
- ロ 「資本金・出資総額」欄は支給申請時における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
- ヘ 「雇用管理責任者の氏名・員数」欄は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第5条第1項に規定する雇用管理責任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。
- (4) ④「訓練を主催した事業主」欄は、訓練を主催した事業主が申請事業主と異なる場合のみ記入して下さい。
- (5) ⑤-1「実習内容(裏面2(5)の番号を選択)」欄は建設労働者に受けさせる技能実習の番号を次表より選択してください。

番号	実習内容	番号	実習内容
1	建設工事における作業に直接関連する実習(2から8以外のもの)	5	職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習
2	労働安全衛生法で定める特別教育	6	建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
3	労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する安全衛生教育	7	技能継承に係る指導方法の向上のための講習
4	労働安全衛生法に基づく教習および技能講習	8	建設業法で定める技術検定に関する講習

- (6) ⑦「本事業の実施や対象労働者に関して、本助成金以外に受けている公共機関からの補助や助成金の名称」欄に該当がある場合は助成対象とならない場合があります。
- (7) ⑧「訓練を受講する労働者からの費用の徴収の有無」欄が「有」の場合、助成対象となりません。
- (8) ⑨「その他費用徴収の有無」欄は、⑦や⑧以外に技能実習を実施するにあたり費用を徴収している場合は金額を記載してください。算定対象額から差し引くこととなります。
- (9) ⑩「申請額等記入欄」は、次により記入して下さい。
- イ 「対象労働者数」欄は、講習総参加者数のうち、建設の事業の雇用保険料率の雇用保険適用事業所に所属している建設労働者の数を記入して下さい。また、その内訳を別紙「受講者名簿及び人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))の助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」に記入のうえ、この申請書に添付して下さい。
- ロ 「対象労働者経費(受講料等の総額)」欄【経費助成】は、前記1の(2)のニ(ホ)の各所要費用の領収書(写し)の金額の所要経費の合計額を記入してください。
- ハ 「申請額」欄【賃金助成】は、「受講者名簿及び人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))の助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」の②「建設労働者技能実習コース(賃金助成)の助成金支給申請内訳」欄の申請額の合計額を記入して下さい。
- ニ 「経費助成」と併せて「賃金助成」の助成を受けたいときは、本様式に一括で記入して下さい。
- ホ 「企業全体の雇用保険被保険者数20人以下(21人以上)」については、技能実習の開始日時点の雇用保険被保険者数となります。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。
- (5) 支給額は(経費助成及び賃金助成ごとに)100円未満切り捨てとなります。

受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・貸金助成））の助成金支給申請内訳書

① 受講者名簿										②建設労働者技能実習コース（貸金助成）の助成金支給申請内訳				③-1受講証明 ※受講者全員分を記載すること。（裏面(5)参照）					
No.	受講者氏名	35歳未満 ※1	CCUS ※2	雇用保険 被保険者番号	雇用 保険料率 (1000分の)	下請名簿番号	受講 日数 (日)	助成対象 日数 (日)	申請額 (助成対象日数×助成 日額)(円)	※算定額（円） 労働局記載欄	実施日 (例:2025/1/1)	実施時刻 上段：開始時刻 下段：終了時刻	学科 時間	実技 時間					
1											2026/3/25	14:25 17:00	2.5						
2												:							
3												:							
4												:							
5												:							
6												:							
7												:							
8												:							
9												:							
10												:							
						合 計													
※1：（雇用保険被保険者が21人以上の中小建設事業主のみ）訓練開始日において35歳未満である者に○を記入してください。 なお、35歳未満の者とは訓練開始日が35歳の誕生日の前々日である者です。 ※2：建設キャリアアップシステム（CCUS）技能者情報登録者は○を記入してください。															※備 考				
所属する建設事業主団体が技能実習を実施した場又は登録教育機関等に委託して技能実習を実施した場合は③-1及び③-2を訓練実施機関が記入し証明してください。その際、裏面の2の(5)のロの(ii)について、確認してください。 事業主自ら技能実習を実施した場合は事業主が③-1を記入して下さい。③-2の記入は必要ありません。										労働局長 ※管轄する労働局名を記載してください。 上記の者は、当社（団体）が実施した技能実習の受講者であり、上記の受講日（時間）の数を受講したものであること及びカリキュラム全体の時間の7割以上の時間を受講したことを証明します。 また、裏面の2の(5)のロの(ii)について、同意します。 証明年月日 実施機関名 代表者氏名 建設業労働災害防止協会 北海道支部 支 部 長 岩 田 圭 剛 連絡先電話番号 011-261-6187									

(注) この内訳書に記入するときは、裏面の注意事項を参照してください。

受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳について

1 提出上の注意

この受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書は、建設事業主が人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金の支給申請を行う場合、人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書（建技様式第3号）に添付してください。

2 記入上の注意

(1) 建設事業主が、その雇用する建設労働者のみを対象に技能実習をした場合

イ ①「受講者名簿」欄は、「受講者氏名」、「雇用保険被保険者番号」及び「雇用保険料率」を記入してください。

ロ ②「建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳」欄は、建設労働者技能実習コース（賃金助成）の支給申請を行う場合に、受講者のうち建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金の支給要件に該当するものについて所要の事項を記入してください。

(2) 中小建設事業主が、上記(1)の受講者に併せて中小建設事業主と直接の下請関係にある中小建設事業主（以下「下請中小建設事業主」といいます。）の雇用する建設労働者をも対象に技能実習を実施した場合

イ 中小建設事業主の雇用する受講者については、上記(1)のイ及びロと同様です。

ロ 下請中小建設事業主の雇用する受講者については、次に記入してください。

(4) ①「受講者名簿」欄は、「受講者氏名」欄に下請中小建設事業主名及び受講者人数、「雇用保険料率」欄、「下請名簿番号」欄を記入してください。

(5) ②「建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳」欄は、記入する必要はありません。

(3) 「助成対象日数」欄は、受講期間中に賃金を支払った日数（20日を限度とします。）を記入してください。ただし、助成対象となるのは1日に3時間以上受講した日に限ります。（1日に2時間45分以上の場合には、3時間とみなして構いません。）

(4) 「申請額」欄は、「助成対象日数」に助成日額単価を乗じて得た額を記入してください。

日額単価は技能実習の開始日時点で雇用する雇用保険被保険者数20人以下の事業主は8,550円（建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合は9,405円）、雇用する雇用保険被保険者数21人以上の事業主は7,600円（同8,360円）となります。

(5) 「③-1受講証明」、「③-2受講証明」欄

学科時間、実技時間についてはそれぞれ受講した時間を記載してください。また、学科試験・実技試験の時間も含めてください。

イ 建設事業主が自ら実施した場合

建設事業主が、自らが実施する技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、実施年月日ごとに、実施時刻（例 10：00～17：00）、学科時間、実技時間について「③-1受講証明」欄に記載してください。

ロ 所属する建設事業主団体又は登録教育機関等に委託して実施した場合

(i) 建設事業主が、所属する建設事業主団体又は登録教育機関等に委託して技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、当該実施機関の受講証明が必要となりますので、実施年月日ごとに、実施時刻（例 10：00～17：00）、学科時間、実技時間について「③-1受講証明」、「③-2受講証明」欄に当該実施機関の記入及び証明を受けてください。

(ii) 所属する建設事業主団体又は登録教育機関等が上記(i)の証明を行う場合は、以下について同意の上ご記載ください。

本助成金に關し、審査に必要な事項についての確認を労働局（安定所）が行う場合には協力します。

また、平成31年4月1日以降に訓練が開始された本助成金の訓練に關し、訓練について偽りその他の不正の行為により、申請事業主等が本来受けることのできない助成金を受けた場合であつて、訓練実施者が不正受給に關与していた場合（偽りその他の不正の行為の指示やその事実を知らなから黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があつた場合、直ちに請求金（※）を弁済すべき義務を負うこと、②訓練実施者（又は法人等）の名称、所在地、代表者氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間（取り消した日から起算して5年を経過した場合であっても、請求金が納付されていらない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、下記訓練実施者が行った訓練については、助成金の支給対象とならないことについて承諾します。

※ 請求金は、偽りその他の不正の行為による場合は、①不正受給により受け取った額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給により受け取った額の20%に相当する額の合計額です。

令和 年 月 日

労働局長 殿

(公共職業安定所長)

1 から 16 までの記載事項については、いずれも事実と相違ありません。また、1 から 16 までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。

事業主 住所 _____ 電話番号 _____
名称 _____
氏名 _____

代理人又は 住所 _____ 電話番号 _____
社会保険労務士 名称 _____ 登録番号 _____
(提出代行者・事 氏名 _____
務代理者の表示) _____

※社会保険労務士が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に事業主の氏名等を、下欄に社会保険労務士法施行規則第16条第2項又は同規則第16条の3の規定により氏名等を記載してください。また、代理人が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に助成金の支給に係る事業主の氏名等を、下欄に代理人の氏名等を記載してください。社会保険労務士による申請の場合は登録番号を記載してください。

【代理人又は社会保険労務士（以下「代理人等」という。）記載欄 ※事業主等が直接申請する場合は記載不要です】

本助成金に関し、審査に必要な事項についての確認を労働局（安定所）が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為により申請事業主等が、本来受けることのできない助成金を受けた又は受けようとした場合であって、代理人等が故意に不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知らながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金（①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から①の納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額を指す。以下について同じ。）を弁済すべき義務を負うこと、②代理人等に係る事務所（又は法人等）の名称、所在地、氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間（取り消した日から起算して5年を経過した場合であっても、不正受給に係る請求金が全額納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、雇用関係助成金に係る代理人が行う申請又は社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請が受理されないことについて承諾します。

代理人又は 住所 _____ 電話番号 _____
社会保険労務士 名称 _____ 登録番号 _____
(提出代行者・事 氏名 _____
務代理者の表示) _____

※代理人等が事業主の申請を代わって行う場合、代理人等の氏名等を記載してください。

社会保険労務士による申請の場合は登録番号を記載してください。

記載にあたっての留意点

1. この様式は、必要事項を記載して支給申請にあわせて提出してください。
「労働局・安定所確認欄」は、労働局（安定所）が確認等の際に使用しますので記入しないでください。
2. 「1」の法人番号は、平成 27 年 10 月以降国税庁長官から本社等に通知された 13 桁の番号を記入してください。
3. 「4」は、平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがある場合は、不支給決定日又は支給決定取消日から3年を経過するまで、当該不正受給を行った適用事業所に係る申請を行うことはできません。なお、「不正受給」とは、事業主等が偽りその他の不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うこと。以下同じ。）により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすることです。なお、事業主等の代表者のほか、事業主等の役員、従業員、代理人その他当該事業主等の支給申請、申請書類の作成に関わった者が、偽りその他の不正の行為をした場合には、当該事業主が不正の行為をしたものとみなします。
4. 「5」は、平成 31 年 4 月 1 日以降に申請した雇用関係助成金について、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがある場合は、不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過するまで、当該不正受給を行った事業主等（事業主若しくは事業主団体。以下同じ。）は申請を行うことはできません。なお、支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金が全額納付されない場合は、申請することはできません。
5. 「6」は、平成 31 年 4 月 1 日以降に申請した雇用関係助成金について、申請事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者。）に、他の事業主等の役員等として不正受給に関与した役員等がいる場合は申請することができません。
他の事業主等が平成 31 年 4 月 1 日以降に申請した雇用関係助成金について、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受け、当該役員等が関与していた場合は、当該他の事業主等が不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない場合や支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金が全額納付されない場合は、申請することはできません。
6. 「7」は、本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納付していない場合は申請することができません。
7. 「8」は、本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働基準法等の労働関係法令の違反により送検されている場合は申請することができません。
8. 「9」における「風俗営業関係事業主」とは、次の（1）又は（2）に該当する事業主のことをいいます。
 - （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（同条第6項第1号、第2号若しくは第3号、第7項第1号、第9項又は第10項に該当するものに限る。）等を行っている事業所において、①接待業務、②異性の客に接触する役務に係る業務、③性的な行為を表す場面若しくは衣服を脱いだ人の姿態を見せる業務又は性的好奇心を満たすための交際・会話を希望する者に対する音声による会話の業務に従事する者を対象労働者として、次の a 及び b のいずれかの助成金の支給を受けようとする事業主等。
したがって、次の a 及び b の助成金について、①～③以外の業務（事務、清掃、送迎運転、調理など）に従事する者を対象労働者として助成金の支給を受けようとする事業主等の場合、「9」は「はい」になります。
 - a 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、中高年層安定雇用支援コース、生活保護受給者等雇用開発コース、成長分野等人材確保・育成コース）
 - b トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース、若年・女性建設労働者トライアルコース）
 - （2）助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に

規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業主等であって、（1）のa及びb以外の助成金の支給を受けようとするもの。

ただし、同条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業）を行っている事業主等であって雇用調整助成金の支給を受けようとする場合や、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合、「9」は「はい」になります。

9. 「10」及び「11」における「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。
10. 「12」における「倒産」とは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別精算開始の申し立てがされること等の事態をいいます。
11. 「13」における「公表」は、事業主等、代理人等、訓練を行う者（訓練の実施が要件となっている助成金に限る。以下同じ。）が行った不正受給について、次の事項を公表します。

（1）事業主等が不正受給を行った場合

- a 不正受給を行った事業主等の名称、代表者及び役員等（不正に関与した役員等に限る）の氏名並びに事業概要
- b 不正受給に係る事業所の名称及び所在地
- c 不正受給に係る助成金の名称、不支給決定日又は支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況
- d 不正の行為の内容

（2）代理人等が不正受給に関与していた場合

- a 不正受給に関与した代理人等の氏名、事務所の名称（法人等の場合は法人等名を含む。）及び所在地
- b 不正受給に係る助成金の名称、不支給決定日又は支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況
- c 不正の行為の内容

（3）訓練を行う者が不正受給に関与していた場合

- a 訓練を行う者の名称（法人等の場合は法人等名及び代表者名を含む。）及び所在地
- b 不正受給に係る助成金の名称、不支給決定日又は支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況
- c 不正の行為の内容

公表は、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して、5年が経過する日までの間行います。ただし、不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金が全額納付されない場合は全額納付したことを確認した日まで期間を延長します。

なお、平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について代理人等が不正受給に関与していた場合は、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して5年間は、雇用関係助成金に係る当該代理人が行う申請又は当該社会保険労務士が行う提出代行・事務代理に基づく申請はできません。加えて、不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過しても、不正受給に係る請求金が全額納付されない場合は、同様に申請はできません。

また、平成31年4月1日以降に計画届が提出される訓練（ただし、計画届がない場合は平成31年4月1日以降に開始される訓練）について、訓練を行う者が不正に関与していた場合、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して5年間は、当該訓練を行う者が実施した訓練について雇用関係助成金の支給対象となりません。加えて、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して5年を経過しても、不正受給に係る請求金が全額納付されない場合は、同様に支給対象となりません。

上記に関する不正事案について、申請等を委任する場合には、不正に関与した代理人等ではないか、若しくは、

不正に関与した訓練実施者ではないかについてご確認ください。

12. 「14」における役員等とは、「6」と同様、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。
13. 「15」における「雇用関係助成金支給要領」は、都道府県労働局等が行う雇用関係助成金の支給事務に関して定めた通達であり、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
14. 「4」から「16」について「いいえ」がある場合、助成金の支給を受けることはできません。

(別 紙)

役員等一覧

法人名 _____

法人番号 _____

事業所名称 _____

雇用保険適用事業所番号 _____

役員等氏名 (漢字)	役員等氏名 (カナ)	役職	生年月日 (西暦)
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

注 1) 法人番号は、平成 27 年 10 月以降国税庁長官から本社等に通知された 13 桁の番号を記載してください。

注 2) 「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、
理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。

注 3) 個人事業主の場合、事業主本人について記載ください (役職除く)。

注 4) 役員等の就任中に氏名の変更等があった場合は、変更前の氏名 (旧姓) も併記してください。

技能実習委託契約書

委託者

受託者 建設業労働災害防止協会 北海道支部

との間に、次のとおり委託契約を締結する。

記

- 実習の名称 労働安全衛生法第76条 別表第18-9号に基づく
足場の組立て等作業主任者技能講習
- 実習の期間 自 令和8年3月25日 至 令和8年年3月25日 1日間
- 実習の時間 実技実習 時間、学科講習 1.5時間、計 1.5時間
- 使用建設機械名、
機体重量及び台数
- 実習場所 旭川建設業会館（旭川市5条通5丁目左10号）
- 受講者数 人
- 1人当たりの受講料 10,450円
- 委託費 円

上記委託契約の締結を証するため本書2通を作成し、委託者及び受託者各記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者



受託者 建設業労働災害防止協会 北海道支部
支部長 岩田 圭剛



技能実習委託契約書

委託者

受託者 建設業労働災害防止協会 北海道支部

との間に、次のとおり委託契約を締結する。

記

- 実習の名称 労働安全衛生法第76条 別表第18-9号に基づく
足場の組立て等作業主任者技能講習
- 実習の期間 自 令和8年3月25日 至 令和8年年3月25日 1日間
- 実習の時間 実技実習 時間、学科講習 1.5時間、計 1.5時間
- 使用建設機械名、
機体重量及び台数
- 実習場所 旭川建設業会館（旭川市5条通5丁目左10号）
- 受講者数 人
- 1人当たりの受講料 10,450円
- 委託費 円

上記委託契約の締結を証するため本書2通を作成し、委託者及び受託者各記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者



受託者 建設業労働災害防止協会 北海道支部
支部長 岩田 圭剛



2025(令和7) 年度 年間労働日カレンダー

事業所名

休日に○をつけて、()内にその月の所定労働日数を記入してください。

※受講者の休日(予定)では無く、会社としての年間の休日(予定)に○印をつけてください。

2025年 4 月 ()							5 月 ()							6 月 ()							7 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31		
8 月 ()							9 月 ()							10 月 ()							11 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4							1
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
31																					30						
12 月 ()							2026年 1 月 ()							2 月 ()							3 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31								29	30	31				

年間日数 365日

※以下も記入してください。

- ① 1日の所定労働時間 時間 分
-
- ② 年間所定労働日数 日
-
- ③ 年間所定労働時間(①×②) 時間 分
-

1日8時間以内 かつ 週40時間以内

◎法定労働時間は1日8時間以内かつ週40時間以内と定められており、
所定の労働時間は、法定労働時間以内に設定する必要があります。(労基法第32条)

注1:変形労働時間制の場合は、「届出書」の写しとその添付書類も提出願います。

注2:会社で作成した年間の所定労働日及び所定労働時間がわかるカレンダーの提出が可能な場合は、この様式は必要ありません。

割増賃金の計算方法の実務

～適切な割増賃金支払いのための3STEP～

STEP1

時間外労働及び休日労働時間を適切に把握する

法定時間を超え、又は法定休日に労働させる場合には、労働者代表(労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は労働組合)と書面により協定を締結し、所轄労働基準監督署に届けねばなりません。(労基法第36条)

時間外手当等の適切な支払のために、労働時間の適切な管理、把握が不可欠です。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省ホームページ)政策について→分野別の政策一覧→雇用労働→労働基準)を参考に適切な労働時間管理を行ってください。

STEP2

割増賃金の計算の基礎となる時間単価(割増賃金単価)を計算する

* 月給制の場合 *

割増賃金単価 = 月額賃金※ ÷ 1年における1月平均所定労働時間数 (年間総労働時間 ÷ 12)

〈例〉月給25万5千円(基本給 24万円、技能手当 1万5千円)、年所定労働時間 2040時間の場合
割増賃金単価 = 255,000円 ÷ 170時間 (2,040時間 / 12ヶ月) = 1,500円

* 時間給制の場合 *

割増賃金単価 = 時間給※

〈例〉時給 1,200円の場合
割増賃金単価 = 1,200円

* 日給制の場合 *

割増賃金単価 = 日額賃金※ ÷ 1週間における1日平均所定労働時間数

〈例〉日給 10,000円、所定労働時間、週所定労働日 5日の場合
割増賃金単価 = 10,000 ÷ 8時間 (40時間 / 5日) = 1,250円

* 週給制の場合 *

割増賃金単価 = 週給賃金※ ÷ 4週間における1週平均所定労働時間数

〈例〉週給 50,000円、4週所定労働時間 160時間の場合
割増賃金単価 = 50,000円 ÷ 40時間 (160時間 / 4週) = 1,250円

※ これらの賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金以外の各種手当は全て含まれます。なお、これらの手当については、名称ではなく、内容により判断されます。

STEP3

時間外労働手当、休日労働手当を計算する

時間外労働手当
休日労働手当

= 割増賃金単価 ×

※
1.25(時間外労働)
1.35(休日労働)

×

時間外労働の時間数
休日労働の時間数

※深夜労働(22:00～05:00)の場合は、割増率0.25となります。

・時間外労働が深夜に及んだ場合及び休日労働が深夜に及んだ場合は、割増率がそれぞれ1.5及び1.6となります。
・令和5年4月1日から、中小企業においても月60時間を超える時間外労働に対しては割増賃金率が50%に引き上げられました。

詳細につきましては、最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

支払方法・受取人住所届

①事業所番号		- -		
②金融機関名称		店舗名称		
③口座の種類	④金融機関コード	店舗コード	口座番号	
1: 普通 5: 通知 2: 当座 6: 別段				ゆうちょ銀行以外の場合
	記号	番号		
				ゆうちょ銀行の場合
⑤支払方法				
1: 振込 2: 送金				
⑥口座名義（漢字）				
⑦口座名義（カナ）				
⑧受取人郵便番号				
-				
⑨受取人住所				

上記のとおり届け出ます。		事業主	住所	〒
令和 年 月 日			TEL	
労働局長 殿			名称	
(公共職業安定所長)			氏名	
※申請者が代理人の場合、右上欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を記入し、右下欄に代理人の住所、名称及び氏名を記入してください。 申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同規則第16条の3に規定する事務代理者の場合、右上欄に事業主の住所、名称及び氏名を記入し、右下欄に提出代行者又は事務代理者の住所、名称及び氏名を記入してください。		代理人 又は 社会保険労務士 (提出代行者・事務代理者の提示)	住所	〒
			TEL	
			名称	
			氏名	

	局長	部長	課長	課長補佐	職業指導官	係長	担当
※決裁欄							
		所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	担当

注 意

- 1 この届は、各雇用関係助成金の支給申請書を提出する際にあわせて提出してください。
- 2 この届出を行った以後に各雇用関係助成金の支給申請書を提出する場合、この届を再度提出する必要はありません。再度の提出を省略した場合、引き続き、以前の届により届け出られた振込口座に支給額が振り込まれることとなります。振込口座など記載内容に変更がある場合には、改めてこの届を提出してください。
- 3 記載に当たって、
 - (1) 太枠で囲んだ部分(①～⑨欄)及び申請者欄のみ記載し、※欄は記載しないでください。
 - (2) ①、③、④、⑤、⑧欄は半角数字で入力してください。
 - (3) ③欄に1又は2を記載した場合、④欄にこれに係る金融機関コード・店舗コード・口座番号を記載してください。
なお、インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込口座が登録できません。詳細は以下ホームページでご確認ください。
(※) 日本銀行ホームページ「国庫金・国債の窓口」の「国庫金の振込先金融機関・送金先金融機関」
<https://www.boj.or.jp/about/services/kokko/index.htm/>
 - (4) ②欄でゆうちょ銀行を記入した場合は、④欄は「ゆうちょ銀行の場合」欄に記号番号を記載してください。
 - (5) ⑥欄及び⑦欄は、②欄、③欄及び④欄で記載したものの口座名義をそれぞれ記載してください。
記載する口座は、申請人が法人である場合は、法人名義の口座を記載してください。代表者個人の口座を記載することはありません。
- 4 この届の提出時に、原則通帳の写し等支払い口座番号が確認できる書類を添付してください。